

## 令和4年第7回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月20日(水) 午前9時30分～10時50分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1)農業委員(10名)

1番	豊増 文夫	2番	坂元 兼一
3番	山内 美千代	4番	前野 浩司
5番	田畑 和成	6番	赤崎 敬一郎
7番	小西 義彦	8番	南原 美奈子
9番	吉留 義晃	10番	池山 準一

(2)推進委員(24名)

11番	下市 博彰	12番	甫立 浩二	13番	野間 菊昭
14番	山崎 博文	15番	久保 貴政	16番	宮崎 栄
17番	内村 正二	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
20番	長野 壯二	21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	満園 和徳	<del>25番</del>	
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	下境田 公治
32番	楠元 伸一	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	小坂 和良				

(3)職員(6名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地係主事	上西 雅人
担い手育成支援室長	山口 良浩
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員(一名)

5 会次第

(1)議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(2件)
(2)議案第2号	農地法第5条許可申請について	(2件)
(3)議案第3号	農用地利用集積計画について	(14件)
(4)議案第4号	非農地証明願について	(1件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和4年第7回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、全員の出席で定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち、25番栗野委員から欠席の申し出がありましたので、24名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、8番南原奈美子委員、9番吉留義晃委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。  それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 本日、出席されています推進委員に関わる議事参与制限の案件が1件ありますので、その案件を先に審議いたします。 1ページ、7-2番を議題といたします。 [ ]委員の退室をお願いします。{ [ ]委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (上西)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」の7-2番説明 7-2番 所在：二渡字 [ ]番2、田、農振農用地区域内、2,145 m <sup>2</sup> 、所有権移転の売買 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-2番、お願いします。
22番委員	7-2番について説明いたします。ここは、現地を見に行きましたら、2筆の田が一つになっていて、境界が分からない部分があって、境界をはつき

りするように伝えたら杭を立ててありました。■■■さんは耕作をちゃんとされていて 2 筆とも賄うとのことでした。また、ここは農地中間管理機構を通してするというので、今、二渡の集落協定のグループの皆様と相談して、そうなっているところでもあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

無いようですので採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 7-2 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 7-2 番は、許可することに決定いたします。

■■■委員の入室をお願いします。{■■■委員入室}

次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 1 ページのうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(上西)

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 7-1 番説明  
7-1 番

所在：時吉字■■■番 1、田、農振農用地区域内、997 m<sup>2</sup>、所在：時吉字■■■番 1、田、農振農用地区域外、466 m<sup>2</sup>、所有権移転の売買

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-1 番、お願いします。

11 番委員

7-1 番について説明申し上げます。申請地は受人の■■■さんが経営されている■■■の隣接地でございます。境界、進入路、用排水につきましては、何ら異常はございませんでした。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

無いようですので採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 2 ページ、7-1 番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-1番について説明  
所在：宮之城屋地字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、382㎡、地種：第3種農地、形態：転用、用途：宅地分譲地、施設：宅地分譲地、施設面積：382㎡、申請地を譲り受け宅地分譲地としたい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-1番、お願いします。

11番委員 申請地は、■■■■の近くでございまして、境界はブロック積みされていました。進入路、排水も何ら問題ありませんでした。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-1番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-1番は許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2ページ、7-2番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-2番について説明  
所在：柏原字■■■■番2、畑、農振農用地区域外、486㎡、地種：第1種農地、形態：転用、用途：事務所・資材置場、施設：事務所・資材置場、施設面積：13.5㎡、申請地を譲り受け事務所及び資材置場を設置したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-2番お願いします。

27番委員 住宅が建っているところの隣にその畑はありました。その住宅も■■■さんが買入れて、畑を資材置場等にしたいということでした。境界、排水等も何ら問題ないと思います。審議方をよろしくお願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。  
本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を求める案件であります。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-2番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-2番は許可することに決定いたしました。  
なお、本件は第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

次に、3ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表(中間管理権及び利用権の設定)について事務局の説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の3ページ、農用地利用集積計画書、4ページ集積計画総括表(中間管理権及び利用権の設定)について朗読及び説明

議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。  
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が3件ありますので、その案件を先に審議いたします。  
  
まず初めに6ページ、7-7番を議題といたします。  
[ ]委員の退室をお願いします。{ [ ]委員退室 }  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の6ページ、7-7番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の7-7番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の7-7番については、妥当とすることに決定いたします。

議長

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に 7 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-12 番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7 ページ、7-12 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-12 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-12 番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に 8 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-13 番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 8 ページ、7-13 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-13 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-13 番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 5 ページから 8 ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 5 ページから 8 ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、9ページ、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第4号「非農地証明願について」説明

7-1番

所在：求名字■■■■番、田、農振農用地区域外、1,496㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字■■■■番1、田、農振農用地区域内、649㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字■■■■番、田、農振農用地区域内、2,752㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字■■■■番、田、農振農用地区域内、214㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果を報告してください。7-1番、お願いします。

31番委員

求名字高尾、1,496㎡は周りが山で、5枚に分かれておりました。広い平地かと思っていましたら、段々の田んぼで、すすきが生え、雑木が生えて原野とみえました。それから、残り3筆の字柿木ですが、2,752㎡も細かく4~5枚に分かれておまして、湿地であり、すすきの大株とか草が生えて、耕作には大変だという所でした。■■■■さんの旦那さんが5~6年前に病まれてからずっと放棄地ということで、だれも受け手がいなかったという話でした。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、ないようですので、採決いたします。議案第4号「非農地証明願について」の7-1番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」の7-1番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、「議案」その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。

(なしの声)

事務局より、何かありますか。

(ありません。)

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の方から何かありませんか。

(なしの声)

議長 無いようでしたら、事務局より事務連絡はありませんか。

事務局 (事務局より協議・連絡事項あり)

- ・各委員の令和4年度最適化活動の目標の設定等について（提案～決定）
- ・活動記録の徹底について
- ・農業を考える会への出席について
- ・7月28日開催の認定農業者との意見交換会への出席依頼について
- ・集落協定内、多面的機能支払交付金対象地域内での農地転用について
- ・認定農業者等への支援制度紹介（資料配付）
- ・農地パトロール（非農地調査を含む）の実施について

議長 ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。  
無いようですので、以上をもちまして令和4年第7回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長 全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_